第

2927

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年12月15日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ パート収入と税金の関係

A:パート収入と税金、社会保険の関係は次のようになっています。

## 【解説】

パートで働く主婦の収入金額は、①本人の 所得税及び住民税、②ご主人の配偶者(特別) 控除、③社会保険の取扱いに影響を及ぼしま すが、収入金額によってその取扱いが次のよ うに違いますので注意してください。

- ① 100万円以下
  - ・ 所得税は非課税
  - ・ 社会保険料はかからない
- ② 100万円超
  - ・ 住民税がかかる
- ③ 103万円以下
  - ・ 配偶者控除の適用あり
- ④ 103万円超
  - ・ 所得税がかかる
  - ・配偶者控除の代わりに配偶者特別控除 が受けられるようになる(夫の所得金 額が1000万円以下の場合)
- ⑤ 130万円以上
  - ・ 社会保険に加入が必要となる
- ⑥ 141万円以上
  - ・ 配偶者特別控除の適用がなくなる
- ⑦ 180万円超
  - ・家計の手取り収入が増えていく







